2023年11月発行　第1版

社会福祉士および精神保健福祉士養成課程

実習科目履修免除申請の手引

本冊子では、実習科目履修免除申請の手続きから履修免除の認定を受けた後の留意事項等に至るまで幅広く手引しています。特に実習科目の履修免除について大学より認定を受けた方は、当冊子を卒業時まで大切に保管し、活用してください。

中部学院大学通信教育部

社会福祉士および精神保健福祉士養成課程　実習科目履修免除申請の手引

目　　次

社会福祉士養成課程における実習科目履修免除申請の手引

１．社会福祉士養成課程における実習科目の履修免除について
1-1　実習科目の履修免除（実習免除）の条件【社会福祉士養成課程】 ・・・・・・・・・ 1
1-2　実習免除となるための相談援助の業務範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1-3　実習免除となった場合の実習科目単位について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．実習免除となるための申請と審査・結果通知
2-1　実習免除の申請について ・・・ 2
2-2　申請書類の記入について ・・・ 3
2-3　実習免除申請の結果通知 ・・ 3

３．実習免除が認定された後について
3-1　実習免除と「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」科目について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3-2　社会福祉士国家試験の受験について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

別表１ ・・ 5
別添資料１ ・・ １７
実務経験報告書（見本） ・・ １８

精神保健福祉士養成課程における実習科目履修免除申請の手引

１．精神保健福祉士養成課程における実習科目の履修免除について
1-1　実習科目の履修免除（実習免除）の条件【精神保健福祉士養成課程】 ・・・・・ １９
1-2　実習免除となるための相談援助の業務範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９
1-3　実習免除となった場合の実習科目単位について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

２．実習免除となるための申請と審査・結果通知
2-1　実習免除の申請について ・・・ ２１
2-2　申請書類の記入について ・・・ ２２
2-3　実習免除申請の結果通知 ・・ ２２

３．実習免除が認定された後について
3-1　実習免除と「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」科目について ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
3-2　精神保健福祉士国家試験の受験について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４

別表２ ・・ ２５
別添資料２ ・・ ３０
実務経験報告書（見本） ・・ ３１

巻末資料

社会福祉士用 「実習科目履修免除申請書」、「実務経験証明書」 ・・・・・・・・・・・・ 巻末
精神保健福祉士用 「実習科目履修免除申請書」、「実務経験証明書」、
「相談援助の実務経験申告書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 巻末

社会福祉士養成課程における実習科目履修免除申請の手引

１．社会福祉士養成課程における実習科目の履修免除について

1-1 実習科目の履修免除（実習免除）の条件【社会福祉士養成課程】

通信教育部で社会福祉士受験資格の取得を目指す学生の皆さんの内、**入学前までに指定施設で１年以上、相談援助の業務に従事していた方は、実習科目の履修免除（実習免除）が可能**です。

また履修免除の対象となる実習科目は**「ソーシャルワーク実習指導」、「ソーシャルワーク実習」**の２科目です。

１．履修免除の対象となる実習科目	**「ソーシャルワーク実習指導」、「ソーシャルワーク実習」**
２．実習科目が履修免除となるための必要条件	**入学前（当年３月 31 日）までに指定施設にて、のべ１年以上※の相談援助業務に従事**

※当該期間のうち少なくとも１年間は、精神保健福祉士の実習科目履修免除対象期間として申請することができません。

以下より「実習科目の履修免除」については「実習免除」と表記します。

1-2 実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除の対象となる相談援助の業務の範囲は、法律にて種々の要件が定められています※1。
また実習免除の対象者は、**別表１(P5～)に記載の要件**を満たしていることが必要となります。
これらの要件を満たしているかについては、下記のように厳密に取り扱われますので十分に留意してください。

例１：「介護支援専門員」としての実務経験は、資格を有するだけでなく「配置基準により配置されている」ことが必要です。

例２：「生活指導員」としての実務経験は、「生活指導員」としての辞令により、専任で業務に従事していることが必要です。

例３：「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって本学の実習科目の履修免除のために使用することはできません。

例４：「病院・診療所」での実務経験は、「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」として辞令が出ており、別表１[施設・職種コード 1521]のアからエまでのすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

例５：「専任」の職員とは、(1)当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方、または(2)当該施設設置者と雇用関係を有し、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の**常勤者のおおむね４分の３以上である方**とします。

※１ 法律で定められた相談援助の業務の範囲は、『厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年２月 12 日：社庶第 29 号）』に基づいています。

1-3 実習免除となった場合の実習科目単位について

条件を満たし、通信教育部での審査にて実習免除が認められた場合、“実習科目の履修が不要”と判断されたことを意味します。これは、“実習科目の単位(計７単位分)が修得単位として**認定されたことではない”**という点に留意してください（下記参照）。

【履修免除となる実習科目】

●ソーシャルワーク実習指導［２（２）］

●ソーシャルワーク実習［５］　※計７単位, []内は単位数

「実習免除」により

→ **○ 実習科目の履修が不要と判断された（実習科目の単位は認定されない）**

× 実習科目の単位(計７単位分)が修得単位として認定された

2．実習免除となるための申請と審査・結果通知

2-1 実習免除の申請について

実習免除の申請は下記の通りです。申請期間は**出願時から入学年度の６月 30 日（消印有効）までとなります。**

○申請対象者：**新入学生**であり、且つ**入学前（3 月 31 日）までに指定の施設・職種等（P1，別表１参照）にて１年以上の実務経験がある**方

○申請時期　：①出願時（出願書類に同封）　②入学手続き後～6 月 30 日（消印有効）
※上記①②どちらでも可

○申請書類　：「**実習科目履修免除申請書**」（実免社様式１号）
（２種）　「**実務経験証明書**」（実免社様式２号）　※**申請書類は巻末綴りの所定用紙を利用**

○書類提出先：通信教育部事務課

【実習の免除申請に際して】

実習の免除申請は、社会福祉士国家試験受験資格に関わる重要な申請です。申請された内容が事実と異なった場合には、「試験センター※」の権限により受験資格が得られないことや、資格取得後に資格を取り消されることがあります。**このような場合、本学はその責任を負いかねますので、免除申請に際しては細心の注意を払ってください。**

※ 試験センター ：公益財団法人社会福祉振興・試験センター。厚生労働大臣指定を受けた指定試験機関・指定登録機関です。

2-2 申請書類の記入について

実習免除のための申請書類は２種類あります。下表の注意事項を確認し、記入してください。

申請書類	書類への記入に関わる注意事項
[必須] １．実習科目履修免除申請書 （実免社様式１号）	・**別表１（P5～）を参照**し、「施設種類」、「相談援助業務の実務経験として認められる職種」、「該当コード」を**正確に記入してください**。 ・実務経験施設は２カ所まで記入することができます。３カ所以上の勤務先を記載する場合は、当申請書を通信教育部事務課までご請求いただくか、複写してご対応ください。
[必須] ２．実務経験証明書 （実免社様式２号）	・当書類により実務経験の証明を勤務先等から受ける際には、**必ず本冊子『実習科目履修免除申請の手引』を勤務先の証明権者に渡し、必要事項を説明の上、証明を受けてください**。また、申請書に記載された内容を確認するため証明書発行先に業務状況や勤務状況等について本学から照会を行う場合がありますので、事前にその旨の承認を勤務先等から得た上で証明書等の発行を受けてください。 **・実務経験施設としての勤務先が２カ所以上となる場合は、それぞれの法人から当書類の提出が必要**です。**当書類による証明は、１枚につき１カ所の勤務先で使用**しますので、２枚以上必要となる場合は、通信教育部事務課までご請求いただくか、当書類を複写してご対応ください。

2-3 実習免除申請の結果通知

実習免除申請の結果は、審査期間を経た後、通信教育部より「**実習科目履修免除に関する通知書**」にて通知します。また実習免除が認められた方へは「**実務経験報告書**」※を同封します。 ※P17 別添資料１を参照してください。

結果の通知時期は申請時期に応じ、下表の通りとなりますのでご確認ください。

申請時期	結果の通知時期
① 出願時	出願期ごとの書類選考時に併せて審査。 **合格発表時**に併せて実習免除申請の**結果を通知**。
② 入学手続き後～ 6 月 30 日（消印）	実習免除の申請日より**１ヶ月程度の審査期間を経た後**、実習免除申請の**結果を通知**。

«実習免除申請の審査結果が「保留」となった場合»

実習免除対象の勤務(実務経験)先等へ本学から勤務状況や施設の状況を照会する必要が生じた場合など、実習免除申請の審査結果が「保留」となることがあります。その場合、結果通知が所定の予定に加え２～３ヶ月を要することがあります。このため出願時に実習免除申請を行っても、合格発表時に結果が通知されない状況等が起こり得ますことをご留意願います。

３．実習免除が認定された後について

3-1　実習免除と「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」科目について

実習の**事後指導スクーリング科目である「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」**は、実習を終了した方はもちろん、**実習免除の認定を受けた方も履修が必要なスクーリング科目**です。受講要件など以下の項目に留意し、スクーリングを受講してください。

«「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」のスクーリング受講について»

項　目	内　容
スクーリング申請するための履修要件	「**ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ**」科目の**スクーリング受講が終了している**こと。
履修登録の方法	「**ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ**」科目の**スクーリング受講申請をもって履修登録**と見なします。 ※春期や秋期に行う通常の履修登録期間での履修登録は必要ありません。 またチューナビによる当該科目のスクーリング受講申請は、スクーリング一覧ページ内の ″ こちら ″ から行ってください。履修登録の方法が変更された場合はチューナビ等でお知らせします。
スクーリング受講時の持参物	「実習科目履修免除に関する通知書」に同封された**「実務経験報告書」**（別添資料１）を「ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ」科目の**スクーリング受講時までに作成し、受講当日に持参してください。** ※「実務経験報告書」は、免除の対象となった実務経験を報告書にまとめたものです。持参しない場合は、当該スクーリングを受講できませんのでご注意ください。 当該科目には**教科書の指定**があります。春期もしくは秋期の**教科書購入期間に購入**してください。

3-2　社会福祉士国家試験の受験について

社会福祉士国家試験を受験するためには、社会福祉士受験資格を得るための［指定科目］の単位を修得し卒業することが必要です。４ 年生は“卒業見込み”の形で、卒業年度に受験することができます。その場合は、卒業年度の所定期間（９月初旬～１０月初旬頃）に「試験センター」へ受験手続を行ってください。手続きの際には、本学が発行する『卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書』が必要となります。

そのほか実習免除の認定を受けた方で、社会福祉士国家試験を“卒業見込み”で受験するためには下記の要件を満たす必要があります。

“卒業見込み”で受験をする際の要件など	**卒業年次の 10 月末まで**に卒業要件科目を合計 **９２単位以上 修得済み** であること
	所定の期間に『卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書』を本学にて発行し、”試験センター“にて受験手続を行う。

別表１

社会福祉士指定施設における相談援助の業務の範囲

実習科目履修免除申請書（実免社様式1号）、実務経験証明書(実免社様式2号)に記入する際には、以下の表（厚生労働省通知）を確認のうえ「施設種類」「職種名」「該当コード」を記入してください。

【注意】
次に掲げる職種は、社会福祉士受験資格のための実務経験とはなりません。
社会福祉施設や病院・診療所の、
・医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
・介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）

１，指定施設における相談援助の業務の範囲

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児童分野			
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員(※２,※８)	1561
		保育士(※３,※８)	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（※２,※８）	1391
		保育士（※３,※８）	1392
	知的障害児通園施設	児童指導員（※２,※８）	1401
		保育士（※３,※８）	1402
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（※２,※８）	1411
		保育士（※３,※８）	1412

施　設　種　類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児　童　分　野				
児童福祉法	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設		児童指導員（※２,※８）	1421
			保育士（※３,※８）	1422
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)		児童指導員	1431
			保育士	1432
			個別対応職員	1433
			家庭支援専門相談員	1434
	重症心身障害児施設		児童指導員（※２,※８）	1441
			保育士（※３,※８）	1442
			心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設		児童自立支援専門員	1451
			児童生活支援員	1452
			個別対応職員	1453
			家庭支援専門相談員	1454
			職業指導員	1455
	児童家庭支援センター		相談員 (児童・母子家庭等に対し，福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	指導員(※１,※８)	1571
			児童指導員(※２,※８)	1572
			保育士(※３,※８)	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			障害福祉サービス経験者(※４,※８)	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員（※２,※８）	1572
			保育士（※３,※８）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員(※１,※８)	1571
			児童指導員（※２,※８）	1572
			保育士（※３,※８）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			障害者福祉サービス経験者（※４,※８）	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員(※１,※８) （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員(※１,※８) （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574

施　設　種　類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児　童　分　野				
児童福祉法	障害児相談支援事業		相談支援専門員	1581
	乳児院		児童指導員	2511
			保育士	2512
			個別対応職員	2513
			家庭支援専門相談員	2514
			里親支援専門相談員	2515
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		児童指導員(※２,※８)	2451
			保育士(※３,※８)	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員	2531
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所		小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
その他	利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行っている職員（相談員）	2291
	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕		相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設		児童指導員(※２,※８)	2581
			保育士(※３,※８)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点		相談援助業務を行っている職員	5091
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所		医療的ケア児等コーディネーター	5111
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	1011
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
		介護老人保健施設	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031

施　設　種　類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高　齢　者　分　野			
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（※５） （保健師、主任介護支援専門員等）	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 ・基準該当通所介護を行う施設 ・指定地域密着型通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行う施設 ・基準該当介護予防通所介護を行う施設 ・第一号通所事業を行う施設（※6） ・指定認知症対応型通所介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む	生活相談員	2011
		生活指導員	2012
	指定短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む	生活相談員	2051
		生活指導員	2052
	指定通所リハビリテーションを行う施設 ［指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む］ ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 ［指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む］ ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 ［指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む］	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 ［指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む］	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム （地域密着型特別養護老人ホームを含む）	生活相談員	1061
		生活指導員	1062

施　設　種　類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高　齢　者　分　野			
老人福祉法	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム（A型、B型） ・ケアハウスを含む	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
		生活指導員	1102
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ［高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業］	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801
障　害　者　分　野			
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

施　設　種　類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
障　害　者　分　野				
障害者総合支援法	障害者支援施設		生活支援員(※7,※８)	1121
			就労支援員	1122
			サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター		指導員(※７,※８)	1131
	福祉ホーム		管理人	1141
	基幹相談支援センター		相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(※７,※８)	2831
			生活指導員(※７,※８)	2832
		身体障害者療護施設	生活支援員(※７,※８)	2841
			生活指導員(※７,※８)	2842
		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(※７,※８)	2851
			生活指導員(※７,※８)	2852
		身体障害者福祉工場	指導員(※７,※８)	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
		精神障害者福祉ホーム	管理人	1221
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員(※７,※８)	1231
			生活指導員(※７,※８)	1232
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(※７,※８)	1241
			生活指導員(※７,※８)	1242
		知的障害者通勤寮	生活支援員(※７,※８)	1251
			生活指導員(※７,※８)	1252
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員(※７,※８)	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設(機能訓練、生活訓練)	生活支援員(※７,※８)	1281
			サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(※７,※８)	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
障害者分野				
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	就労継続支援を行う施設（A型、B型）	生活支援員(※7,※8)	1301
			サービス管理責任者	1302
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
			サービス管理責任者	1632
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業所		相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業所		相談支援専門員	1601
	相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	2871
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
			生活支援担当職員	2504
職業安定法	公共職業安定所		精神障害者雇用トータルサポーター	2981
			発達障害者雇用トータルサポーター	2982
			雇用トータルサポーター（大学等支援分）	2983

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
障害者分野			
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921
その他の分野			
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ患者の社会復帰に係る相談援助 エ以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
	宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労準備支援担当者	2944
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
その他の分野			
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	1471
		身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1472
		知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1473
		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		婦人相談員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添１の３(１)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	2621
		相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る）	2622
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2631
		相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る）	2632
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員(心理・職能判定員)	1532
		婦人相談員	1533
	婦人保護施設	入所者を指導する職員	1541
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	5201
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員(母子の相談を行う職員)	1551
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023

施　設　種　類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
そ　の　他　の　分　野			
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
成年後見制度利用促進法	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談支援業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971

施　設　種　類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
そ　の　他　の　分　野			
その他	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	**2891**
		相談支援員	**2892**
		就労支援員	**2893**
		家計相談支援員	**2894**
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	**5071**
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	**5151**
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	**5161**

注意事項

(※1)　「指導員､訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。

(※2)　「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。

(※3)　「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。

(※4)　「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方はその実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。
なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(※5)　「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。

(※6)　「第一号通所事業」のうち、事業者指定をうけていないもの等は、その実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。

(※7)　「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって実習科目の履修免除をすることはできません。

(※8)　印の職種の内、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

２，現在廃止の事業の分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施　設・事　業　種　類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業) ［平成18年10月～19年3月］	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 身体障害者デイサービス事業、 知的障害者デイサービス事業を含む	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）［平成18年10月～19年3月］	相談援助業務を行っている職員	3091
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事	相談援助業務を行っている職員	3032
高齢者住宅等安心確保事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 （児童ｾﾝﾀｰ、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

【別添資料１】 社会福祉士

「実務経験報告書」について

１．「実務経験報告書」とは

実習の事後指導スクーリング科目である「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」は、実習を終了した方はもちろん、実習免除の認定を受けた方も履修が必要なスクーリング科目です。

当スクーリング科目では、実習を終了した学生や実務経験のある学生が個人・グループワークを通して実習や実務内容を振り返ることで、より実践的な知識や総合的で包括的な援助技術を身につけることを目的としています。「実務経験報告書」は、実習免除の認定を受けた方が実務経験の内容をまとめたものであり、当スクーリング科目の中での"振り返り"の際に用います。

２．「実務経験報告書」の作成について

「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ」のスクーリングを受講するにあたり、実習免除の認定対象となった実務経験における施設※の特徴やその相談援助(ソーシャルワーク)の現状や体験を**「実務経験報告書」**としてまとめ、スクーリングに臨んでいただきます。（「実務経験報告書」の見本を次ページに掲載）

この報告書は、当該スクーリングの初日に持参してください。報告書の持参がない場合、当該スクーリングの受講はできません。

※実務経験施設が２カ所以上の場合は、それぞれの施設における実務経験報告書が必要です。

３．「実務経験報告書」用紙の入手について

「実務経験報告書」の用紙は、通信教育部から実習免除申請の結果をお知らせする通知文書（「実習科目免除に関する通知書」）と同封して送付します。

その他、ご不明な点があれば、通信教育部事務課までお問い合わせください。

見 本

実務経験報告書

※実務経験施設が２カ所以上の場合は、それぞれの施設における
実務経験報告書が必要です。

学籍番号	社会福祉士用
氏　名	

実務経験先

所在地　〒	実務経験期間　年　月　日 ↓ 年　月　日

① 実務経験施設の特徴

② 実務経験施設における社会福祉士を取り巻く環境―その現状と課題―

③ 実務経験を通して考える新たな課題―有資格ソーシャルワーカーになるために―

④ 実務経験先と地域の結びつき

⑤ その他実務経験を通して印象に残ること

精神保健福祉士養成課程における実習科目履修免除申請の手引

1．精神保健福祉士養成課程における実習科目の履修免除について

1-1 実習科目の履修免除（実習免除）の条件【精神保健福祉士養成課程】

本通信教育部で精神保健福祉士受験資格の取得を目指す学生のみなさんの内、**入学前までに精神障害者に対してサービスを提供する指定施設等で精神障害者の保健および福祉に関する相談援助の業務に従事していた方は、実習科目の履修免除（実習免除）が可能**です。但し、本措置は 2012 年度以降に本学に入学した学生に適用されます。

また履修免除の対象となる実習科目は**「精神保健福祉実習指導」、「精神保健福祉実習」**の２科目です。

1．履修免除の対象となる実習科目	**「精神保健福祉実習指導」、「精神保健福祉実習」**
2．実習科目が履修免除となるための必要条件	**入学前（当年３月 31 日）までに指定施設にて、のべ１年※以上の相談援助業務に従事**

※当該期間のうち少なくとも１年間は、社会福祉士の実習科目履修免除対象期間として申請することができません。

以下より「実習科目の履修免除」については「実習免除」と表記します。

1-2 実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除となるためには、（1）**法律で定められた指定施設** において、（2）**相談援助業務の要件** を満たす実務経験が必要です※1。

（1）法律で定められた指定施設

「**別表２**」（P25～）で指定施設および職種等の要件に該当するか確認してください。

（2）相談援助業務の要件

実習免除となるために必要な相談援助業務（実務経験）の要件は次の通りです。

※2「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方」は、次のように定義されます。

１）相談援助の業務

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練、その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の実習科目の免除を得るために必要な実務経験は、次の ①～⑤ に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね５割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等についての積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ケースカンファレス等の会議への出席
- ケース記録等の関係書類の整理
- 職員間の申し送り、連絡、調整
- 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

２）児童及び乳児の施設（事業）について

児童が利用者である施設においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

３）業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の要件を満たした上で従事した期間を通算して計算するものとします。

(ｱ) 当該施設設置者と雇用関係を有していること

(ｲ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上であること。

※１『厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について（平成 23 年８月５日：障発 0805 第４号（令和３年１月４日一部改正：障発 0104 第２号））」』に基づいています。

1-3 実習免除となった場合の実習科目単位について

条件を満たし、通信教育部での審査にて実習免除が認められた場合、“実習科目の履修が不要”と判断されたことを意味します。これは“実習科目の単位(計７単位分)が修得単位として**認定されたことではない”**という点に留意してください（下記参照）。

【履修免除となる実習科目】

- **精神保健福祉実習指導［２（２）］**
- **精神保健福祉実習［４］**

※計６単位, []内は単位数

「実習免除」により

→ **○ 実習科目の履修が不要と判断された（実習科目の単位は認定されない）**

× 実習科目の単位(計７単位分)が修得単位として認定された

２．実習免除となるための申請と審査・結果通知

2-1 実習免除の申請について

実習免除の申請は下記の通りとなります。申請期間は**出願時から入学年度の６月 30 日（消印有効）までとなります。**

〇申請対象者：**新入学生**であり、且つ**入学前（3 月 31 日）までに指定の施設・職種等（P19-20, 別表２参照）にて１年以上の実務経験がある**方

〇申請時期　：①出願時（出願書類に同封）　②入学手続き後～6 月 30 日（消印有効）
※上記①②どちらでも可

〇申請書類　：「**実習科目履修免除申請書**」（実免精様式１号）
「**実務経験証明書**」（実免精様式２号）　※**申請書類は巻末綴りの所定用紙を利用**

【該当者（次ページ「申請書類の記入について」参照）のみ下記書類も**提出】**
「**相談援助の実務経験申告書**」（実免精様式３号）
※**申請書類は巻末綴りの所定用紙を利用**

〇書類提出先：通信教育部事務課

【実習の免除申請に際して】

実習の免除申請は、精神保健福祉士国家試験受験資格に関わる重要な申請です。申請された内容が事実と異なった場合には、「試験センター※」の権限により受験資格が得られないことや、資格取得後に資格を取り消されることがあります。**このような場合、本学はその責任を負いかねますので、免除申請に際しては細心の注意を払ってください。**

※ 試験センター：公益財団法人社会福祉振興・試験センター。厚生労働大臣指定を受けた指定試験機関・指定登録機関です。

2-2 申請書類の記入について

実習免除のための申請書類は２～３種類あります。下表の注意事項をよく確認し、記入してください。

申請書類	書類への記入に関わる注意事項
[必須] １．実習科目履修免除申請書 （実免精様式１号）	・**別表２（P25～）を参照**し、「施設種類」、「相談援助業務の実務経験として認められる職種」、「該当コード」を**正確に記入してください**。 ・実務経験施設は２カ所まで記入することができます。３カ所以上の勤務先を記載する場合は、当申請書を通信教育部事務課までご請求いただくか、複写してご対応ください。
[必須] ２．実務経験証明書 （実免精様式２号）	・当書類により実務経験の証明を勤務先等から受ける際には、**必ず本冊子『実習科目履修免除申請の手引』を勤務先の証明権者に渡し、必要事項を説明の上、証明を受けてください**。また、申請書に記載された内容を確認するため証明書発行先に業務状況や勤務状況等について本学から照会を行う場合がありますので、事前にその旨の承認を勤務先等から得た上で証明書等の発行を受けてください。 **・実務経験施設としての勤務先が２カ所以上となる場合は、それぞれの法人から当書類の提出が必要**です。**当書類による証明は、１枚につき１カ所の勤務先で使用**しますので、２枚以上必要となる場合は、通信教育部事務課までご請求いただくか、当書類を複写してご対応ください。
[該当者] 3．相談援助の 実務経験申告書 （実免精様式３号）	・「別表２」の職種コードが「★その他（※１または※２）」に該当する方については、精神保健福祉士国家試験の受験に必要な実務経験に該当するかを大学にて個別で確認します。 この場合、「実習科目履修免除申請書（実免精様式１号）」、「実務経験証明書（実免精様式２号）」と**併せて当該書類の「相談援助の実務経験申告書（実免精様式３号）を提出してください**。 ・提出書類等により受験資格が確認できない場合は、追加書類を提出いただくことがあります。

2-3 実習免除申請の結果通知

実習免除申請の結果は、審査期間を経た後、通信教育部より「**実習科目履修免除に関する通知書**」にて通知します。また実習免除が認められた方へは「**実務経験報告書**」※を同封します。※P32 別添資料２を参照ください。

結果の通知時期は申請時期に応じ、次頁の表の通りとなりますのでご確認ください。

申請時期	結果の通知時期
① 出願時	出願期ごとの書類選考時に併せて審査。 **合格発表時**に併せて実習免除申請の**結果を通知**。
② 入学手続き後～ 6 月 30 日（消印）	実習免除の申請日より**1ヶ月程度の審査期間を経た後**、実習免除申請の**結果を通知**。

«実習免除申請の結果が「保留」となった場合»

実習免除対象の勤務(実務経験)先等へ本学から勤務状況や施設の状況を照会する必要が生じた場合など、実習免除申請の結果が「保留」となることがあります。その場合、結果通知が所定の予定に加え２～３ヶ月を要することがあります。このため出願時に実習免除申請を行っても、合格発表時に結果が通知されない状況等が起こり得ますことをご留意願います。

3．実習免除が認定された後について

3-1 実習免除と「精神保健福祉演習Ⅱ」科目について

実習の**事後指導スクーリング科目である「精神保健福祉演習Ⅱ」**は、実習を終了した方はもちろん、**実習免除の認定を受けた方も履修が必要なスクーリング科目**です。受講要件など以下の項目に留意し、スクーリング受講してください。

«「精神保健福祉演習Ⅱ」のスクーリング受講について»

項 目	内 容
スクーリング申請するための履修要件	a. 「**精神保健福祉演習Ⅰ**」科目の**単位を修得している**こと。 b. a 以外について下表の『**「精神保健福祉演習Ⅱ」のスクーリング受講申請時の要件**』**を満たしている**こと。
履修登録の方法	「**精神保健福祉演習Ⅱ**」科目の**スクーリング受講申請をもって履修登録**と見なします。 ※春期や秋期に行う通常の履修登録期間での履修登録は必要ありません。 またチューナビによる当該科目のスクーリング受講申請は、スクーリング一覧ページ内の ″ こちら ″ から行ってください。履修登録の方法が変更された場合はチューナビ等でお知らせします。
スクーリング受講時の持参物	「実習科目履修免除に関する通知書」に同封された**「実務経験報告書」**（別添資料２）を「精神保健福祉演習Ⅱ」科目の**スクーリング受講時までに作成し、受講当日持参してください**。 ※「実務経験報告書」は、免除の対象となった実務経験を報告書にまとめたものです。持参しない場合は、当該スクーリングを受講できませんのでご注意ください。 当該科目には**教科書の指定**があります。春期もしくは秋期の**教科書購入期間に購入**してください。

精神保健福祉演習Ⅱのスクーリング 受講申請時 の要件					
			科 目 名	単位数	履 修 要 件
①	Ａ又はＢのいずれかを満たすこと。	A	精神保健福祉の原理	4(2)	スクーリング終了
			精神保健福祉制度論	2	単位修得
		B	精神保健福祉の原理	4(2)	課題合格
			精神保健福祉制度論	2	課題合格
			精神医学	4	単位修得
②	①に加え、右記の全ての要件を満たすこと		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	単位修得
			精神保健福祉演習Ⅰ	2(1)	単位修得
			ソーシャルワークの理論と方法	4	単位修得
			精神保健学	4	課題合格
			精神障害リハビリテーション論	2	単位修得
③	①②に加え１年次入学生が満たす要件		上記の**履修要件科目以外の**卒業要件科目において、修得単位が**３０単位以上であること**。		

3-2 精神保健福祉士国家試験の受験について

精神保健福祉士国家試験を受験するためには、精神保健福祉士受験資格を得るための［指定科目］の単位を修得し、卒業することが必要です。４年生は“卒業見込み”の形で卒業年度に受験することができます。その場合は卒業年度の所定期間（９月初旬～１０月初旬）に「試験センター」へ受験手続を行ってください。手続きの際には本学が発行する『卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書』が必要となります。

そのほか実習免除の認定を受けた方で、精神保健福祉士国家試験を“卒業見込み”で受験するためには下記の要件を満たす必要があります。

“卒業見込み”で 受験をする際の要件など	**卒業年次の 10 月末まで**に卒業要件科目を 合計 **９２単位以上 修得済み**であること
	所定の期間に『卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書』を本学にて発行し、”試験センター“にて受験手続を行う。

別表２

指定施設（事業）の種類・職種

以下の施設(事業)と職種に該当したうえで、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し**「相談援助業務の要件」（P19-20）**を満たす方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有する者と認められます。実習科目履修免除申請書（実免精様式1号）、実務経験証明書(実免精様式2号)に記入する際には、「施設種類」「職種名」「該当コード」を確認のうえ、記入してください。

指定施設における相談援助の業務の範囲

施　設（事 業）種　類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設コード	職種	職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
精神科病院		０１	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	[01]
			★その他（※１）	[02]
精神保健福祉センター		０２	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
			★その他（※２）	[02]
児童福祉法				
障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	０３	・相談援助業務に従事する職員	[01]
	放課後等デイサービス	０４		
	居宅訪問型児童発達支援	５２		
	保育所等訪問支援	５３		
乳児院		０５	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員	[01]
児童養護施設		０６	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・職業指導員	[01]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設、知的障害児通園施設であった期間を含む)		０７	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・職業指導員 ・心理指導担当職員	[01]
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)		０８	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員	[01]
児童相談所		０９	・児童福祉司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・児童心理司 ・児童指導員 ・保育士	[01]
母子生活支援施設		１０	・母子支援員 ・少年を指導する職員	[01]
障害児相談支援事業を行う施設		１１	・相談支援専門員	[01]
児童自立支援施設		１２	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・職業指導員	[01]
児童家庭支援センター		１３	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員	[01]
児童自立生活援助事業を行う施設		５６	・相談援助業務を行う指導員	[01]

施　設（事 業）種　類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設 コード	職種	職種 コード
地域保健法			
保健所	１４	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
		★その他（※２）	[02]
市町村保健センター	１５	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
		★その他（※２）	[02]
医療法			
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	１６	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	[01]
		★その他（※１）	[02]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	１７	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー	[01]
		★その他（※１）	[02]
生活保護法			
救護施設	１８	・生活指導員	[01]
更生施設	１９		
被保護者就労支援事業を行う事業所	５７	・就労支援員	[01]
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	５８	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者	[01]
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	７８	・就労支援員	[01]
日常生活支援住居施設	８３	・生活支援員 ・生活支援提供責任者	[01]
地方自治体			
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	２０	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員	[01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	２１		
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	２２		
生活困窮者自立支援法			
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	５９	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者	[01]
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	６０		
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	６１		

施　設（事 業）種　類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設 コード	職種	職種 コード
社会福祉法			
福祉事務所	２３	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・婦人相談員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	[01]
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	６２	・専門員	[01]
市町村社会福祉協議会	２４	・福祉活動専門員 ・相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する者に限る）に従事する職員	[01]
知的障害者福祉法			
知的障害者更生相談所	２５	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー	[01]
法務省設置法			
保護観察所	２６	・社会復帰調整官 ・保護観察官	[01]
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター	２７	・障害者職業カウンセラー	[01]
地域障害者職業センター	２８	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者	[01]
障害者就業・生活支援センター	２９	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・主任職場定着支援担当者 ・生活支援担当職員	[01]
売春防止法			
婦人相談所	６３	・相談指導員 ・判定員 ・婦人相談員	[01]
婦人保護施設	６４	・入所者を指導する職員	[01]
刑事収容施設法			
刑事施設	６５	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官	[01]
少年院法			
少年院	６６	・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官	[01]

施　設（事 業）種　類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設 コード	職種	職種 コード
少年鑑別所法				
少年鑑別所		６７	・法務教官 ・法務技官（心理）	[01]
更生保護事業法				
更生保護施設		３０	・補導に当たる職員 ・福祉職員 ・薬物専門職員 ・訪問支援職員	[01]
発達障害者支援法				
発達障害者支援センター		３１	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員	[01]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）				
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	３２	・生活支援員 ・サービス管理責任者	[01]
	自立訓練を行う施設	３３		
	就労移行支援を行う施設	３４	・職業指導員 ・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者	[01]
	就労継続支援を行う施設	３５	・職業指導員 ・生活支援員 ・サービス管理責任者	[01]
	就労定着支援を行う施設	５４	・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員	[01]
	自立生活援助を行う施設	５５	・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員	[01]
	短期入所を行う施設	３６	・相談援助業務に従事する職員	[01]
	重度障害者等包括支援を行う施設	３７		
	共同生活援助を行う施設 （共同生活介護であった期間を含む）	３８		
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	６８	・相談援助業務に従事する職員	[01]
	障害者相談支援事業を行っている施設	６９		
	障害児等療育支援事業を行っている施設	７０		
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		３９	・相談支援専門員	[01]
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		４０		
障害者支援施設		４１	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者	[01]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）				
地域活動支援センター		４２	・指導員	[01]
福祉ホーム		４３	・管理人	[01]
基幹相談支援センター		７１	・相談援助業務に従事する職員	[01]

施　設（事 業）種　類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設 コード	職種	職種 コード
介護保険法			
地域包括支援センター	７２	・包括的支援事業に係る業務を行う職員 （※３）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）	[01]
職業安定法			
公共職業安定所	７３	・精神障害者雇用トータルサポーター ・発達障害者雇用トータルサポーター	[01]
その他			
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	４９	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員	[01]
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	７４	・相談援助事業に従事する職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療 法に規定する病院として必要な職員を除く）	[01]
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	７５	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	[01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	７６	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	[01]
スクールソーシャワーカー活用事業を行う施設	５０	・スクールソーシャワーカー	[01]
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	７７	・相談員	[01]
ひきこもり地域支援センター	７９	・ひきこもり支援コーディネーター	[01]
地域生活定着支援センター	８０	・相談援助業務に従事する職員	[01]
ホームレス自立支援事業を行う施設	５１	・生活相談指導員	[01]
地域若者サポートステーション	８１	・相談援助業務に従事する職員	[01]
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	８２	・支援コーディネーター	[01]

注意事項

※１　その他職種として看護師、臨床心理技術者のみ該当

※２　その他職種として保健師、看護師、臨床心理技術者のみ該当

※３「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。
通知の内容を必ず確認してください。

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施　設（事 業）種　類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設 コード	職種	職種 コード
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	４４	・世話人	[01]
精神障害者社会復帰施設	４５	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人	[01]
知的障害者援護施設	４６	・生活支援員	[01]
児童デイサービス	４７	・相談援助業務に従事する職員	[01]

【別添資料２】 **精神保健福祉士**

「実務経験報告書」について

１．「実務経験報告書」とは

実習の事後指導スクーリング科目である「精神保健福祉演習Ⅱ」は、実習を終了した方はもちろん、実習免除の認定を受けた方も履修が必要なスクーリング科目です。

当スクーリング科目では、実習を終了した学生や実務経験のある学生が個人・グループワークを通して実習や実務内容を共有化することで、より実践的な知識や総合的で包括的な援助技術を身につけることを目的としています。「実務経験報告書」は、実習免除の認定を受けた方が実務経験の内容をまとめたものであり、当スクーリング科目の中での発表や演習の際に用います。

２．「実務経験報告書」の作成について

「精神保健福祉演習Ⅱ」のスクーリングを受講するにあたり、実習免除の認定対象となった実務経験における施設※の特徴やその相談援助(ソーシャルワーク)の現状や体験を**「実務経験報告書」**としてまとめ、スクーリングに臨んでいただきます。（「実務経験報告書」の見本を次ページに掲載）

この報告書は、当該スクーリングの初日に持参してください。報告書の持参がない場合、当該スクーリングの受講はできません。（所定の用紙を用い、ペン書きにて作成すること）

※実務経験施設が２カ所以上の場合は、それぞれの施設における実務経験報告書が必要です。

３．「実務経験報告書」用紙の入手について

「実務経験報告書」の用紙は、通信教育部から実習免除申請の結果をお知らせする通知文書（「実習科目免除に関する通知書」）と同封して送付します。

その他、ご不明な点があれば、通信教育部事務課までお問い合わせください。

見 本

実務経験報告書

※実務経験施設が２カ所以上の場合は、それぞれの施設における
実務経験報告書が必要です。

学籍番号	精神保健福祉士用
氏　名	

実務経験先

所在地　〒	実務経験期間　年　月　日 ↓ 年　月　日

① 実務経験施設の特徴

② 実務経験施設における精神保健福祉士を取り巻く環境―その現状と課題―

③ 実務経験を通して考える新たな課題―有資格者（精神保健福祉士）になることを見据えて―

④ 実務経験先と地域の結びつき

⑤ その他実務経験を通して印象に残ること

〈実免社様式１号〉

提　出　期　限
6月 30日

社会福祉士用

実 習 科 目 履 修 免 除 申 請 書

申請日　　年　　月　　日

中部学院大学　学長　様

学部学科　人間福祉学部人間福祉学科（通信教育課程）

学籍番号（受験番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私の相談援助の実務経験は次の通りですので、所属長の証明書を添えて申請します。

●実務経験施設 ①

施設等名称		
施設種類	※別表１より該当する「施設種類」を記入	
相談援助業務の実務経験として認められる職種	※別表１より該当する「職種」を記入	
施設・職種コード	※別表１より該当する「施設・職種コード」を記入	
施設等の代表者名（実免社様式2の証明権者）	代表者職名	
	代表者名	
従事期間	実務経験の対象となった日を算定開始日としてください	西暦　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日（計　　年　　ヶ月） ※申請時に必要な従事期間（1年以上, 期日2024/3/31）を満たさない場合は満たす予定の日までを記入

●実務経験施設 ②

施設等名称		
施設種類	※別表１より該当する「施設種類」を記入	
相談援助業務の実務経験として認められる職種	※別表１より該当する「職種」を記入	
施設・職種コード	※別表１より該当する「施設・職種コード」を記入	
施設等の代表者名（実免社様式2の証明権者）	代表者職名	
	代表者名	
従事期間	実務経験の対象となった日を算定開始日としてください	西暦　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日（計　　年　　ヶ月） ※申請時に必要な従事期間（1年以上, 期日2024/3/31）を満たさない場合は満たす予定の日までを記入

（注意事項）
・本様式は、裏面の「実習免除となるための相談援助の業務範囲」に合致することを確認したうえで、申請者が自筆で記入してください。
・申請内容を訂正する場合には、修正液等を用いず、申請者の印を訂正印として使用してください。
・上記の記載内容は、「実務経験証明書」（実免社様式2号）の記載内容と一致させてください。
・２か所以上の申請を行う場合には、各法人の「実務経験証明書(実免社様式2号)」の提出が必要です。「実務経験証明書」（実免社様式2号)」を通信教育部事務課までご請求いただくか、複写してご利用ください。

大学処理欄

処　理　日	担　当	受　付　日	担　当
年　　月　　日		年　　月　　日	

実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除の対象となる相談援助の業務の範囲は、法律にて種々の要件が定められています[※1]。
また実習免除の対象者は、別表１(P5～)に記載の要件を満たしていることが必要となります。
これらの要件を満たしているかについては、下記のように厳密に取り扱われますので十分に留意してください。

例１：「介護支援専門員」としての実務経験は、資格を有するだけでなく「配置基準により配置されている」ことが必要です。

例２：「生活指導員」としての実務経験は、「生活指導員」としての辞令により、専任で業務に従事していることが必要です。

例３：「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって本学の実習科目の履修免除のために使用することはできません。

例４：「病院・診療所」での実務経験は、「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」として辞令が出ており、別表１[施設・職種コード1521]のアからエまでのすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

例５：「専任」の職員とは、(1)当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方、または(2)当該施設設置者と雇用関係を有し、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方とします。

※１ 法律で定められた相談援助の業務の範囲は、『厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和62年2月12日：社庶第29号）』に基づいています。

〈実免社様式2号〉

提　出　期　限
6月 30日

社会福祉士用

実 務 経 験 証 明 書

作成日　　年　　月　　日

中部学院大学　学長　様

下記の者は、当施設（機関）において、専任で社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助業務に従事した（従事する見込みである）ことを証明します。

ふ り が な		生 年 月 日 （年齢）
氏　　名		年　　月　　日生 （満　　歳）
相談援助業務の実務経験として認められる職種		
施設・職種コード	※別表１より該当する「施設・職種コード」を記入	
従事期間	西暦　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 （計　　年　　ヶ月） ※作成時に必要な従事期間（1年以上, 期日2024/3/31）を満たさない場合は満たす予定の日までを記入	

証 明 権 者

【施設（機関）の住所】　〒　　－

都 道
府 県

【施設（機関）名称】

【施設（機関）の種類 ※ 】
※別表１より「施設種類」を記入

【代表者役職・氏名】　役　職

氏　名

公 印

【証明書記入者】　所属部署

氏　　名

電話番号　　（　　）

（注意事項）
・本様式は、裏面の「実習免除となるための相談援助の業務範囲」に合致することを確認したうえで、作成してください。
・本証明書は証明権者（実務を行っていた施設等の代表者）の公印が必要です。個人印は不可。
・証明内容を訂正する場合には、修正液等を用いず、証明権者の公印を訂正印として使用してください。

大学処理欄

処　理　日	担　当	受 付 日	担　当
年　　月　　日		年　　月　　日	

実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除の対象となる相談援助の業務の範囲は、法律にて種々の要件が定められています[※1]。
また実習免除の対象者は、別表１(P5～)に記載の要件を満たしていることが必要となります。
これらの要件を満たしているかについては、下記のように厳密に取り扱われますので十分に留意してください。

例１：「介護支援専門員」としての実務経験は、資格を有するだけでなく「配置基準により配置されている」ことが必要です。

例２：「生活指導員」としての実務経験は、「生活指導員」としての辞令により、専任で業務に従事していることが必要です。

例３：「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって本学の実習科目の履修免除のために使用することはできません。

例４：「病院・診療所」での実務経験は、「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」として辞令が出ており、別表１[施設・職種コード1521]のアからエまでのすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

例５：「専任」の職員とは、(1)当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方、または(2)当該施設設置者と雇用関係を有し、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方とします。

※１ 法律で定められた相談援助の業務の範囲は、『厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和62年2月12日：社庶第29号）』に基づいています。

〈実免精様式１号〉

提　出　期　限
6月 30日

精神保健福祉士用

実 習 科 目 履 修 免 除 申 請 書

申請日　　年　　月　　日

中部学院大学　学長　様

学部学科　人間福祉学部人間福祉学科（通信教育課程）

学籍番号（受験番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私の相談援助の実務経験は次の通りですので、所属長の証明書を添えて申請します。

●実務経験施設 ①

施設等名称	施設・機関名	
	施設(事業)種類	※別表2より該当する「施設(事業)種類」を記入
	施設コード	※別表2より該当する「施設コード」を記入
相談援助業務の実務経験として認められる職種とコード	職　種	※別表2より該当する「職種」を記入
	職種コード	[　　]　※別表2より該当する「職種コード」を記入
施設等の代表者名（実免精様式2の証明権者）	代表者職名	
	代表者名	
従事期間	上記職種に従事していた(している)期間	西暦　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 (計　　年　　ヶ月) ※申請時に必要な従事期間（1年以上, 期日2024/3/31）を満たさない場合は満たす予定の日までを記入

●実務経験施設 ②

施設等名称	施設・機関名	
	施設(事業)種類	※別表2より該当する「施設(事業)種類」を記入
	施設コード	※別表2より該当する「施設コード」を記入
相談援助業務の実務経験として認められる職種とコード	職　種	※別表2より該当する「職種」を記入
	職種コード	[　　]　※別表2より該当する「職種コード」を記入
施設等の代表者名（実免精様式2の証明権者）	代表者職名	
	代表者名	
従事期間	上記職種に従事していた(している)期間	西暦　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 (計　　年　　ヶ月) ※申請時に必要な従事期間（1年以上, 期日2024/3/31）を満たさない場合は満たす予定の日までを記入

（注意事項）
・本様式は、裏面の「実習免除となるための相談援助の業務範囲」に合致することを確認したうえで、申請者が自筆で記入してください。
・申請内容を訂正する場合には、修正液等を用いず、申請者の印を訂正印として使用してください。
・上記の記載内容は、「実務経験証明書」（実免精様式2号）の記載内容と一致させてください。
・２か所以上の申請を行う場合には、各法人の「実務経験証明書(実免精様式2号)」の提出が必要です。「実務経験証明書」（実免精様式2号)」を通信教育部事務課までご請求いただくか、複写してご利用ください。

大学処理欄

処　理　日	担　当	受　付　日	担　当
年　　月　　日		年　　月　　日	

実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除となるためには、（1）法律で定められた指定施設 において、（2）相談援助業務の要件 を満たす実務経験が必要です[※1]。

（1）法律で定められた指定施設

「別表２」（P25～）で指定施設および職種等の要件に該当するか確認してください。

（2）相談援助業務の要件

実習免除となるために必要な相談援助業務（実務経験）の要件は次の通りです。

※2 「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方」は、次のように定義されます。

１）相談援助の業務

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練、その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の実習科目の免除を得るために必要な実務経験は、次の ①～⑤ に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね５割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等についての積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

•ケースカンファレス等の会議への出席

•ケース記録等の関係書類の整理

•職員間の申し送り、連絡、調整

•関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

２）児童及び乳児の施設（事業）について

児童が利用者である施設においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

３）業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の要件を満たした上で従事した期間を通算して計算するものとします。

(ｱ) 当該施設設置者と雇用関係を有していること

(ｲ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

※１ 『厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日：障発0805第4号（令和3年1月4日一部改正：障発0104第2号））」』に基づいています。

〈実免精様式2号〉

精神保健福祉士用

提　出　期　限
6月 30日

実 務 経 験 証 明 書

作成日　　年　　月　　日

中部学院大学　学長　様

下記の者は、当施設（機関）において、専任で精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助業務に従事した（従事する予定である）ことを証明します。

ふ り が な		生 年 月 日 （年齢）
氏　　名		年　　月　　日生 （満　　歳）
相談援助業務の実務経験として認められる職種	※別表2より該当する「職種」を記入	
職種コード	［　　］ ※別表2より該当する「職種コード」を記入	
従事期間	西暦　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 （計　　年　　ヶ月） ※作成時に必要な従事期間（1年以上,期日2024/3/31）を満たさない場合は満たす予定の日までを記入	

証 明 権 者

【施設（機関）の住所】　〒　　－

都 道
府 県

【施設（機関）名称】

【施設（事業）の種類 ※ 】
※別表2より「施設(事業)種類」を記入

【代表者役職・氏名】　役　職

氏　名

公 印

【証明書記入者】　所属部署

氏　　名

電話番号　　（　　）

（注意事項）
・本様式は、裏面の「実習免除となるための相談援助の業務範囲」に合致することを確認したうえで、作成してください。
・本証明書は証明権者（実務を行っていた施設等の代表者）の公印が必要です。個人印は不可。
・証明内容を訂正する場合には、修正液等を用いず、証明権者の公印を訂正印として使用してください。

大学処理欄

処　理　日	担　当	受 付 日	担　当
年　　月　　日		年　　月　　日	

実習免除となるための相談援助の業務範囲

実習免除となるためには、（1）法律で定められた指定施設 において、（2）相談援助業務の要件 を満たす実務経験が必要です[※1]。

（1）法律で定められた指定施設

「別表２」（P25～）で指定施設および職種等の要件に該当するか確認してください。

（2）相談援助業務の要件

実習免除となるために必要な相談援助業務（実務経験）の要件は次の通りです。

※2 「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方」は、次のように定義されます。

１）相談援助の業務

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練、その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の実習科目の免除を得るために必要な実務経験は、次の ①～⑤ に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね５割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等についての積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

•ケースカンファレス等の会議への出席

•ケース記録等の関係書類の整理

•職員間の申し送り、連絡、調整

•関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

２）児童及び乳児の施設（事業）について

児童が利用者である施設においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、精神障害がある児童に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

３）業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の要件を満たした上で従事した期間を通算して計算するものとします。

(ｱ) 当該施設設置者と雇用関係を有していること

(ｲ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

※１ 『厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日：障発0805第4号（令和3年1月4日一部改正：障発0104第2号））」』に基づいています。

〈実免精様式３号〉

提出期限 6月 30日

精神保健福祉士用

相談援助の実務経験申告書 ＜該当者のみ提出＞

〈申告者本人が記入する欄〉

作成日 ： 年 月 日

中部学院大学 学長 様

ふ り が な	
申告者氏名	

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士国家試験受験資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるので、所属長等の証明を添えて申告いたします。

１．常勤・非常勤の区分（いずれかに☑ ）	□ 常 勤
	□ 非常勤 （労働時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上の者に限る）
２．業務内容（該当する事項に☑、複数選択可）	□ ①精神障害者の相談 □ ②精神障害者に対する助言、指導 □ ③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 □ ④精神障害者に対するその他の援助（その他 ） □ ⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等 （「実習科目履修免除申請の手引」19-21ページの「相談援助業務の要件」を参照し、年間を通じた勤務時間の概ね５割以上を従事している場合に、①～⑤の該当項目を選択すること）
３．活動事例（主なもの１～２例）	「2. 業務内容」で選択した相談援助業務について、主な活動事例を記入してください

(1) 対象者の概要 （年齢：＿＿＿＿＿ 歳、 疾患名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）
(2) 活動内容

（注）当欄に書ききれない場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙（A４サイズ、様式自由）を添付すること。

〈証明権限を有する代表者が記入する欄〉

申告者本人が記入した内容について間違いないことを証明します。また、次の内容について、確認しました。

法人名		
代表者	役 職	氏 名

確認事項	「実務経験証明書」及び「相談援助の実務経験申告書」の証明にあたり、下記の全ての基準等を満たすことを確認しました（該当する事項に☑）

□ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること（以下のうち該当するものに○を付し、「その他」については具体的な文書名を記入すること）。
・定款 ・実施要領 ・事業、業務の根拠となる条例 ・要綱及び自治体からの委託契約書
・その他（文書名： ）
□ 申告者は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第４号 平成23年８月５日）の１から４に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。
（相談援助業務とは、「実習科目履修免除申請の手引」19-21ページの「相談援助業務の要件」を参照）
□ 申告者の精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間（「実務経験証明書」の従業期間）は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第４号 平成23年８月５日）の１から４に掲げる職種の例と同等以上の相談援助業務を行っている相談員として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算したものであること。
□ 申告者の活動事例（主なもの１～２例）は、事実に基づく内容であること。

（注）この申告書は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第４号 平成23年８月５日）における実務経験申告書に基づく様式です。
（注）この申告に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な基準等を満たさない場合は受験資格を認められない場合があります。

大学処理欄

処 理 日	担 当	受 付 日	担 当
年 月 日		年 月 日	

『社会福祉士および精神保健福祉士養成課程
実習科目履修免除申請の手引』

2023 年 11 月 第 1 版発行
発 行 中部学院大学 通信教育部
〒501-3998 岐阜県関市桐ヶ丘 2 丁目 1 番地
電話 0575-24-2287 FAX 0575-24-2710
e-mail tsushin@chubu-gu.ac.jp
担当：実習免除 係